第62期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告
主要な事業内容
主要な営業所及び工場
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要
内部統制システムの運用状況の概要
剰余金の配当等の決定に関する方針
会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

■計算書類
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

■監査報告
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告

（2025年４月１日から2026年３月31日まで）

株式会社ミダックホールディングス

上記事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

1．企業集団の現況

⑴ 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

事業区分	事業内容
廃棄物処分事業	廃棄物の中間処理、最終処分
収集運搬事業	産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬
仲介管理事業	廃棄物処理案件の仲介管理

⑵ **主要な営業所及び工場**（2026年３月31日現在）

① 当社

本　　社	静岡県浜松市中央区有玉南町2163番地
オ　フ　ィ　ス	アクトオフィス（浜松市中央区）、品川オフィス（東京都港区） 御殿山オフィス（東京都品川区）

（注）　1．品川オフィスは、支店登記をしております。
　　2．2026年２月２日に御殿山オフィスを開設しました。

② 子会社

株式会社ミダック	本社	浜松市中央区
	オフィス	名古屋オフィス（名古屋市中村区） 御殿山オフィス（東京都品川区）
	営業所	本社営業所（浜松市中央区） 富士宮営業所（静岡県富士宮市） 名古屋営業所（名古屋市中村区） 東京営業所（東京都品川区）
	中間処理施設	本社事業所（浜松市中央区） 豊橋事業所（愛知県豊橋市） 富士宮事業所（静岡県富士宮市）
	最終処分場	奥山の杜クリーンセンター（浜松市浜名区） 遠州クリーンセンター（浜松市中央区） 浜名湖クリーンセンター（浜松市中央区）
株式会社ミダックライナー	本社（浜松市中央区）	
株式会社三晃	本社（愛知県春日井市）、本社工場（愛知県春日井市）、小牧工場（愛知県小牧市）、関事業所（岐阜県関市）	
株式会社ミダックこなん	本社（浜松市中央区）	
株式会社フレンドサニタリー	本社（三重県津市）	

大平興産株式会社	本社（東京都品川区）、大塚山クリーンセンター（千葉県富津市）
遠州砕石株式会社	本社（浜松市浜名区）

（注）　1．2026年4月3日に有限会社エノケン工業を株式取得により子会社化しました。
2．株式会社ミダックは2026年２月２日付で御殿山オフィスを開設しました。
3．株式会社ミダックは2026年４月１日付で都田テクノプラントを開設しました。
4．大平興産株式会社は2026年２月２日付にて、本社を東京都千代田区から移転しました。

⑶ **使用人の状況**（2026年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
廃棄物処分事業	134 (32) 名	14名増 (11名増)
収集運搬事業	130 (8) 名	2名減 (1名増)
仲介管理事業	48 (8) 名	2名増 (2名増)
その他事業	3 (4) 名	増減なし (増減なし)
全社共通	49 (11) 名	1名減 (2名増)
合計	364 (63) 名	13名増 (16名増)

（注） 1．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（嘱託、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．「その他事業」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
49（11）名	1名減（2名増）	39.5歳	6.2年

（注） 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（嘱託、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑷ **主要な借入先の状況**（2026年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,366百万円
株式会社静岡銀行	3,887百万円
浜松磐田信用金庫	3,316百万円

⑸ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2026年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　95,940,000株

② 発行済株式の総数　27,773,500株（自己株式93,272株を含む）

③ 株主数　4,634名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社フォンスアセットマネジメント	8,245,000株	29.78%
熊谷勝弘	4,138,600株	14.95%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,425,800株	5.15%
熊谷由起子	1,342,800株	4.85%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,186,200株	4.28%
熊谷裕之	1,096,320株	3.96%
加藤恵子	654,439株	2.36%
矢板橋一志	605,840株	2.18%
株式会社静岡銀行（常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	507,000株	1.83%
浜松磐田信用金庫	430,000株	1.55%

(注) 1．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2．株式会社フォンスアセットマネジメントは、当社専務取締役である熊谷裕之及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告13頁「2．④　取締役の報酬等」に記載しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項（2026年３月31日現在）

	第５回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年９月17日	2022年6月7日
付与対象者の区分及び人数	当社グループの従業員　17名	当社グループの従業員　62名
新株予約権の数	51個	186個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　10,200株	普通株式　18,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1,403円	2,797円
新株予約権の行使期間	2022年９月18日から2030年９月17日	2024年6月8日から2032年6月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　１株当たり　1,403.0円 資本組入額　１株当たり　　701.5円	発行価格　　１株当たり　2,797.0円 資本組入額　１株当たり　1,398.5円
新株予約権の行使の条件	（注）	（注）
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による。	組織再編行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2024年4月18日	2026年3月13日
付与対象者の区分及び人数	当社グループの従業員　77名	当社グループの従業員　120名
新株予約権の数	207個	284個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式　20,700株	普通株式　28,400株
新株予約権の行使時の払込金額	1,479円	2,057円
新株予約権の行使期間	2026年4月19日から2034年4月18日	2028年3月14日から2036年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格　　1株当たり　1,479.0円 資本組入額　1株当たり　　739.5円	発行価格　　1株当たり　2,057.0円 資本組入額　1株当たり　1,028.5円
新株予約権の行使の条件	（注）	（注）
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による。	組織再編行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（注）　新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3．業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記の内容で、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議いたしております。

⑴ 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

② 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月１回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役会に報告しております。

③ 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査室と連携を図る体制となっております。

④ 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。

⑤ 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内に設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。

⑥ 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査室は定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査室は、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。

⑦ 取締役会の任意の諮問委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名および報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高めております。また、委員の過半数を独立社外取締役で構成する特別委員会を設置し、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について審議・検討を行う体制となっております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。

② 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。

③ 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月１回開催し、当社の全取締役、当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。

② 取締役会規程に従い、毎月１回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。

③ 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

⑸ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。

② 当社の全取締役、当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月１回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グ

ループ運営の適正を確保する体制を整えております。

③ グループ会社におきましても、当社の内部監査室による定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。

④ 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。

⑹ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置しておりませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。

② 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。

⑺ 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い取締役会及びその他重要な会議に出席し取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。

② 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。

③ 当社を含むグループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して必要に応じて説明を求めることができる体制となっております。

④ 上記報告がヘルプラインその他手続きで本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けることがないよう保証しております。

⑻ **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。

⑼ **その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

① 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室は、監査の実施において互いに連携する体制となっております。

② 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち意見交換を行う体制となっております。

⑽ **反社会的勢力を排除するための体制**

① 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

② 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。

③ 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会的勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

4．内部統制システムの運用状況の概要

当社では、前記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期に実施いたしました内部統制の主な取り組みは以下のとおりであります。

⑴ 内部統制システム全般

① 取締役会及びグループ経営会議を毎月１回開催し、重要事項の討議・決定及び経営方針に関して法令及び定款の遵守並びに業務の適正性等について審議いたしました。

② 内部監査室による内部監査をグループ各社並びに各部門に実施し、代表取締役社長、監査等委員である取締役へ報告しております。

⑵ コンプライアンス

① 毎朝、役職員全員で「行動基準」を唱和することや社内掲示で確認する環境を整備することで、一人ひとりがルールを遵守し健全な事業活動が行えるように努めました。

② リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を３ヶ月に１度開催し、法令遵守体制の強化に努めました。

③ 環境マネジメントシステムを運用し、事業に関するコンプライアンスについて教育を行いました。

⑶ リスク管理

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を３ヶ月に１度開催し、他社の事故や事件を事例としグループ幹部がその情報を共有するとともに、当社に置き換え同様のリスクが内包していないか等のチェックを部門に展開したほか、検査機能として安全管理室は、グループ各社に対して横断的に検査を実施することでリスクの低減に努めました。

⑷ 子会社管理

子会社の事業に関しましては、当社より責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限を与えるとともに、子会社の管理方針・管理組織については、「関係会社管理規程」に基づき、管理部ないしは経営企画部がこれを横断的に推進し管理しております。また、当社の内部監査室と監査等委員である取締役は連携し、またそれぞれの立場で各社の監査を実施し内部監査室は、監査結果を当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役へ報告しております。

⑸ **監査等委員会の職務執行**

当事業年度におきましては、監査等委員会を14回実施したほか、監査等委員である取締役全員がグループ経営会議に原則出席し重要な事項等に関して確認及び意見を述べております。また、常勤監査等委員である取締役は、業務調整会議、営業部会議、事業部会議等へ出席し業務執行状況を確認するとともに、稟議書等の重要書類を定期的に閲覧し、内部統制の運用状況について確認を行いました。また、監査の実効性を確保するため代表取締役社長及び取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と連携を図っております。

5．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的実施を基本としております。

当期の剰余金の配当につきましては、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、取締役会決議により１株当たり期末配当といたしましては18円とさせていただきます。

内部留保金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効に活用してまいりたいと考えております。

６．会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項）は次のとおりであります。

⑴　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

⑵　当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

（企業価値向上への取組み）

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループは、当社及び連結子会社８社、非連結子会社２社、持分法適用関連会社１社で構成されております。主要なセグメントは、（1）廃棄物処分事業（2）収集運搬事業（3）仲介管理事業の３つとしており、当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。

環境省が公表している「産業廃棄物の排出及び処理状況等」によると、市場規模の指標となる全国の産業廃棄物の年間総排出量は、2007年以降はおよそ４億トン前後となってお

り、若干の増減はありますが概ね横ばいで推移しております。

このような状況下、当社グループは、廃棄物処理のあらゆるニーズに応えるため、収集運搬、中間処理、そして最終処分までを一貫して手がけてまいりました。今後におきましても、廃棄物一貫処理体制のもと、長期の安定した収益基盤の確立に取り組んでまいります。

また、2022年４月に創業70周年を迎えたこの大きな節目を機に、「経営理念」を追求する道筋として、次の80周年に「目指すべき姿」を具現化するため、ミダックグループ10年ビジョン『Challenge 80th』を策定しました。当社グループは、『Challenge 80th』実現に向け、５ヶ年の中期経営計画を２次にわたって推し進めることとし、2027年３月期までの第１次中期経営計画期間は、「成長加速のための基盤づくり」として、M&Aによる成長を含まないオーガニックグロースのみで、売上高100億円、経常利益50億円を目指してまいります。さらに、第２次中期経営計画期間である2032年３月期までにおいても、最終処分場と中間処理施設に対するオーガニック投資を推し進めることで成長基盤の強化を段階的に積み上げ、同時並行で積極的なM&A投資も推し進めることで、連結売上高400億円、経常利益120億円を目指しております。

振り返ると、ここ数年の間において、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞、ロシア・ウクライナ情勢等によるインフレ圧力の上昇等、日本経済も目まぐるしく変化を遂げました。このような状況の中でも、当社グループが上場以来増収増益を継続し、安定的な収益源を構築できたのは、将来に向けた開発計画を着実に実践してきた実績によるものであります。

2022年６月に発表した『Challenge 80th』も同様であり、これまで積み上げてきたオーガニック投資と今後の開発計画を着実に実践することが、今後の当社グループのさらなる企業価値向上及び収益基盤の構築に繋がるものと考えております。

⑶ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年６月29日開催の当社第59期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）を継続することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。その内容は上記⑴の基本方針に沿っており、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本対応方針は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定

するとともに、一定の条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本対応方針においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重し、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保します。

2023年６月29日開催の当社第59期定時株主総会においてご承認をいただいた本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2023年5月25日開示の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（https://ssl4.eir-parts.net/doc/6564/tdnet/2287286/00.pdf）をご参照ください。

⑷ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記⑵の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものであると考えております。

また、上記⑶の買収への対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の以下の内容を踏まえております。

① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
② 事前開示・株主意思の原則
③ 必要性・相当性確保の原則
・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底
・合理的な客観的発動要件の設定
・デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

従いまして、本対応策は、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保された対応策であり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**8,871,301**	**流動負債**	**6,410,457**
現金及び預金	6,495,083	買掛金	64,348
受取手形及び売掛金	1,303,733	短期借入金	2,500,000
棚卸資産	104,513	１年内返済予定の長期借入金	1,052,068
その他	985,687	１年内償還予定の社債	20,000
貸倒引当金	△17,715	未払法人税等	956,426
固定資産	**30,540,749**	未払金	1,230,793
有形固定資産	**24,213,516**	賞与引当金	159,687
建物及び構築物	1,436,583	その他	427,133
機械装置及び運搬具	837,359	**固定負債**	**14,979,392**
最終処分場	9,805,950	社債	200,000
土地	6,444,966	長期借入金	9,320,766
建設仮勘定	5,555,988	繰延税金負債	90,472
その他	132,667	最終処分場維持管理引当金	4,412,624
無形固定資産	**3,448,562**	資産除去債務	112,606
のれん	3,150,743	退職給付に係る負債	75,398
その他	297,818	特別修繕引当金	758,509
投資その他の資産	**2,878,669**	その他	9,015
投資有価証券	259,726	**負債合計**	**21,389,849**
繰延税金資産	635,020	(純資産の部)	
その他	1,983,922	**株主資本**	**17,974,415**
		資本金	**90,000**
		資本剰余金	**4,962,966**
		利益剰余金	**13,005,218**
		自己株式	**△83,769**
		その他の包括利益累計額	**2,047**
		その他有価証券評価差額金	2,047
		新株予約権	**45,737**
		純資産合計	**18,022,201**
資産合計	**39,412,051**	**負債純資産合計**	**39,412,051**

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**11,844,953**
売上原価		**4,444,446**
売上総利益		**7,400,507**
販売費及び一般管理費		**2,676,771**
営業利益		**4,723,736**
営業外収益		
受取利息	19,880	
固定資産売却益	63,073	
不動産賃貸料	9,177	
受取保険金	199	
補助金収入	863	
その他	14,111	**107,305**
営業外費用		
支払利息	154,128	
不動産賃貸原価	2,480	
その他	24,602	**181,211**
経常利益		**4,649,829**
税金等調整前当期純利益		**4,649,829**
法人税、住民税及び事業税	1,743,086	
法人税等調整額	18,639	**1,761,725**
当期純利益		**2,888,103**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,888,103**

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	90,000	4,923,132	10,504,329	△103,572	15,413,889	38,609	△472	△472	15,452,026
当連結会計年度変動額									
剰余金の配当			△387,214		△387,214				△387,214
親会社株主に帰属する当期純利益			2,888,103		2,888,103				2,888,103
自己株式の取得									
自己株式の処分		39,833		19,803	59,637				59,637
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						7,128	2,520	2,520	9,648
当連結会計年度変動額合計	-	39,833	2,500,889	19,803	2,560,526	7,128	2,520	2,520	2,570,175
当連結会計年度末残高	90,000	4,962,966	13,005,218	△83,769	17,974,415	45,737	2,047	2,047	18,022,201

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　7社

連結子会社の名称

株式会社ミダック
株式会社ミダックライナー
株式会社三晃
株式会社ミダックこなん
遠州砕石株式会社
株式会社フレンドサニタリー
大平興産株式会社

上記のうち、大平興産株式会社は当連結会計年度において、株式取得により子会社化したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

ＬＯＶＥ　ＴＨＹ　ＮＥＩＧＨＢＯＲ株式会社
株式会社岩原果樹園

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の名称

株式会社グリーン・サーキュラー・ファクトリー

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の名称等

ＬＯＶＥ　ＴＨＹ　ＮＥＩＧＨＢＯＲ株式会社
株式会社岩原果樹園

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

3．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ　有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ　棚卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産

定率法（ただし、最終処分場、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	８～40年
機械装置及び運搬具	４～17年
最終処分場	10～32年

ロ　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、施設設置権については、10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ　最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

ニ　役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

ホ　特別修繕引当金

廃棄物最終処分に関する行政からの指導等への対応に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕費等見積額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、定額法（10～20年間）により償却を行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

イ　廃棄物処分事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物の中間処理として、廃棄物を処理施設において脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービス及び、廃棄物の最終処分としてリサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てるサービスを行っております。このようなサービスについては、契約に基づく処理が完了した一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

ロ　収集運搬事業

収集運搬事業においては、廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬するサービスを行っております。このようなサービスについては、運搬の進捗度に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されます。ただし、廃棄物の収集運搬は荷受けした当日中に収集運搬が完了し、履行義務が充足されるため、荷受け時点で収益を認識しております。

ハ　仲介管理事業

仲介管理事業においては、廃棄物処理業者向けに、廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うサービスを行っております。このようなサービスについては、仲介案件に係る処理が完了した一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ　最終処分場の会計処理

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10～32年間で均等償却しております。

ロ　施設設置権の会計処理

施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、2016年３月31日の企業結合により取得した最終処分場の経済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ハ　役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

事前交付型譲渡制限付株式のうち現物出資型のものについては、役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間にわたり費用計上しております。

事前交付型譲渡制限付株式のうち無償交付型のものについては、株式の公正な評価額のうち対象勤務期間を基礎とする方法に基づき当期に発生したと認められる額を費用計上し、対応する金額を資本金又は資本準備金に計上しております。なお、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分した場合は、割当日において、処分した自己株式の帳簿価額を減額するとともに同額のその他資本剰余金を減額し、当期に発生したと認められる費用計上額に対応する金額をその他資本剰余金として計上しております。

二　退職給付に係る会計処理

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計上の見積りに関する注記）

1．最終処分場維持管理費の見積り

（1）当年度の連結貸借対照表に計上した金額

最終処分場維持管理引当金　　4,412,624千円

（2）会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等は、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等を前提に、天災地変や人的過失等の発生可能性は相当程度に低いとの仮定に基づき、埋立容量の増量等の施設ごとの状況を考慮してその将来発生額を見積もっております。

そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、維持管理費等の算出方法は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）　3．会計方針に関する事項　(3) 重要な引当金の計上基準　ハ　最終処分場維持管理引当金」　に記載しております。

2．大平興産株式会社に関するのれんの評価

（1）当年度の連結貸借対照表に計上した金額

大平興産株式会社に関するのれん　　2,466,030千円

（2）会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

（減損要否の判断）

大平興産株式会社に関して識別したのれんについて、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額となっておりますが、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しております。

（キャッシュ・フロー見積りの仮定）

割引前将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画を基礎に算定しております。大平興産株式会社は関東地区において1974年に安定型処分場を開設し、その後1985年に開設した管理型最終処分場を現在まで運営しております。事業計画において、長期的に既存の管理型最終処分場の拡張を見込んでおり、拡張後の許可容量および関東地区における受入単価を基礎として将来キャッシュ・フローを算定しております。また、事業計画における設備投資については拡張や修繕等に必要な工事の見積りを外部の建設業者等から取得した見積書に基づき反映しております。

なお、将来の経済条件の変化等により上記の仮定に見直しが必要となった場合、のれんの金額に重要な影響が生じる可能性があります。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．棚卸資産の内訳及びその金額

商品及び製品	25,033千円
仕掛品	7,563千円
原材料及び貯蔵品	71,917千円
計	104,513千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　9,377,705千円

3．有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額

建物及び構築物	14,344千円
機械装置及び運搬具	11,259千円
その他	7,564千円
計	33,168千円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　27,773,500株

2．剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日取締役会	普通株式	387,214	14	2025年3月31日	2025年6月30日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月15日取締役会	普通株式	利益剰余金	498,244	18	2026年3月31日	2026年6月29日

3．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　29,700株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式であり市場価格の変動リスクに晒されておりますが、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、１年内償還予定の社債、１年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
（1）　投資有価証券	23,233千円	23,233千円	0千円
（2）　１年内償還予定の社債	20,000千円	20,000千円	0千円
（3）　１年内返済予定の長期借入金	1,052,068千円	1,050,882千円	△1,185千円
（4）　社　　債	200,000千円	191,735千円	△8,264千円
（5）　長期借入金	9,320,766千円	9,201,019千円	△119,746千円

（注）「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されることから時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」についても、短期間で決済されることから時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

市場価格のない株式等は、「（1）投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
非連結子会社および関連会社株式	236,493千円

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観測可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観測可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産及び負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観測可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観測できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区　分	時　価			
	レ　ベ　ル　1	レ　ベ　ル　2	レ　ベ　ル　3	合　　計
投　資　有　価　証　券	23,233千円	－	－	23,233千円

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区　分	時　価			
	レ　ベ　ル　1	レ　ベ　ル　2	レ　ベ　ル　3	合　　計
１年内償還予定の社債	－	20,000千円	－	20,000千円
１年内返済予定の長期借入金	－	1,050,882千円	－	1,050,882千円
社　　債	－	191,735千円	－	191,735千円
長　期　借　入　金	－	9,201,019千円	－	9,201,019千円

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額は以下の通りであります。

事業区分	金額
廃棄物処分事業	9,609,041千円
収集運搬事業	2,030,121千円
仲介管理事業	145,742千円
その他	60,048千円
合計	11,844,953千円

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（1）廃棄物処分事業

① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）

廃棄物処分事業において当社グループは、廃棄物の中間処理として、廃棄物を処理施設において脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービス及び、廃棄物の最終処分としてリサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てるサービスを行っております。

通常の支払期限は処理完了日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。

② 取引価格の算定に関する情報

排出事業者と締結する契約書に基づき算定しております。

③ 履行義務への配分額の算定に関する情報

取引価額の履行義務への配分は行っておりません。

④ 履行義務の充足時点に関する情報

契約に基づく処理が完了した一時点で履行義務が充足されます。

（2）収集運搬事業

① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）

収集運搬事業において当社グループは、廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬するサービスを行っております。

通常の支払期限は運搬完了日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。

② 取引価格の算定に関する情報
排出事業者と締結する契約書に基づき算定しております。
③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
取引価額の履行義務への配分は行っておりません。
④ 履行義務の充足時点に関する情報
運搬の進捗度に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されます。ただし、廃棄物の収集運搬は荷受けした当日中に完了するため、同日に履行義務が充足されます。

（3）仲介管理事業
① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）
仲介管理事業において当社グループは、廃棄物処理業者向けに、廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うサービスを行っております。
通常の支払期限は仲介案件にかかる処理が完了した日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。
② 取引価格の算定に関する情報
仲介先と取り交わす合意書に基づき算定しております。
③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
取引価額の履行義務への配分は行っておりません。
④ 履行義務の充足時点に関する情報
仲介案件に係る処理が完了した一時点で履行義務が充足されます。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
（1）契約資産及び契約負債の残高等
当社グループの契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。
（2）残存履行義務に配分した取引価格
当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	649円43銭
2．1株当たり当期純利益	104円37銭
3．潜在株式調整後1当たり当期純利益	104円34銭

（重要な後発事象に関する注記）

当社は、2026年４月３日開催の取締役会において、有限会社エノケン工業（以下、「エノケン工業」という。）の株式を取得し子会社化することを決議しました。これに伴い、エノケン工業の全株式を取得するための株式譲渡契約を2026年４月３日付で締結し、全株式を取得しました。

①株式取得の目的

エノケン工業は、1995年に設立され、静岡県牧之原市で安定型最終処分場の運営を手掛ける廃棄物処理業者であります。同社は、静岡県中部地区から東部地区を中心として建設会社や解体工事業者から排出されるがれき類等の最終処分事業を行い、長年の業歴を背景として、静岡県内でも一定の知名度を有する会社であります。

当社グループは、ミダックグループ10年ビジョン『Challenge 80th』で掲げた通り、今後も積極的なM&Aの推進を図り、関東エリアを商圏とする成長投資も加速させてまいります。エノケン工業が当社グループに加わることは、当社グループの業界屈指の企業価値向上に寄与するものと考え、今般、同社を子会社化することといたしました。

②株式取得の相手先の氏名

榎田　英治
榎田　英明
榎田　康宏

③買収する会社の概要

会社の名称：有限会社エノケン工業
事業の内容：産業廃棄物の最終処分（安定型）
資本金の額：3,000千円（2026年４月３日時点）

④株式の取得時期

2026年４月３日

⑤取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数：普通株式60株
取得価額　　：750百万円
取得後の持分比率：100％

（その他の注記）

企業結合に関する注記

株式取得による企業結合

1．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　大平興産株式会社

事業の内容　　産業廃棄物・一般廃棄物の最終処分及び収集運搬

(2) 企業結合を行った主な理由

大平興産株式会社が当社グループに加わることは、当社グループを業界屈指の総合廃棄物処理企業へ進化させるための一つの契機になるため。

(3) 企業結合日

2025年４月14日（株式取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2．連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年７月１日から2026年３月31日

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	100,000千円
取得原価		100,000千円

4．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　　5,181千円

5．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

2,562,109千円

当連結会計期間においては、取得原価の確定及び配分について、入手可能な情報に基づき暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度末において取得原価の確認及び配分は完了しております。

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	269,140千円
固定資産	2,271,568千円
資産合計	2,540,708千円
流動負債	56,639千円
固定負債	4,946,179千円
負債合計	5,002,817千円

貸借対照表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,425,085**	**流動負債**	**3,668,904**
現金及び預金	2,497,903	短期借入金	2,500,000
棚卸資産	3,999	１年内返済予定の長期借入金	1,052,068
前払費用	74,985	未払金	39,459
１年内回収予定の関係会社長期貸付金	670,968	未払費用	33,037
その他	177,228	未払法人税等	16,763
固定資産	**20,736,815**	預り金	4,672
有形固定資産	**4,950,932**	賞与引当金	10,932
建物	67,941	その他	11,969
構築物	1,650	**固定負債**	**9,520,818**
車両運搬具	5,598	社債	200,000
工具、器具及び備品	25,693	長期借入金	9,320,766
土地	3,696,913	その他	52
建設仮勘定	1,153,135	**負債合計**	**13,189,722**
無形固定資産	**275,115**	(純資産の部)	
ソフトウエア	275,115	**株主資本**	**10,926,440**
その他	0	**資本金**	**90,000**
投資その他の資産	**15,510,767**	**資本剰余金**	**4,238,944**
関係会社株式	4,339,672	資本準備金	2,172,651
出資金	190	その他資本剰余金	2,066,293
関係会社長期貸付金	10,909,874	**利益剰余金**	**6,681,264**
長期前払費用	68,866	利益準備金	2,500
繰延税金資産	100,857	**その他利益剰余金**	**6,678,764**
その他	91,305	別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	6,578,764
		自己株式	**△83,769**
		新株予約権	**45,737**
		純資産合計	**10,972,177**
資産合計	**24,161,900**	**負債純資産合計**	**24,161,900**

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,937,536**
売上原価		**－**
売上総利益		**2,937,536**
販売費及び一般管理費		**1,128,344**
営業利益		**1,809,191**
営業外収益		
受取利息	83,946	
受取配当金	6	
その他	4,146	**88,099**
営業外費用		
支払利息	152,641	
社債利息	842	
その他	16,264	**169,748**
経常利益		**1,727,542**
税引前当期純利益		**1,727,542**
法人税、住民税及び事業税	29,034	
法人税等調整額	△16,609	**12,424**
当期純利益		**1,715,117**

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	90,000	2,172,651	2,026,459	4,199,111	2,500	100,000	5,250,861	5,353,361	△103,572	9,538,900	38,609	9,577,509
当期変動額												
剰余金の配当							△387,214	△387,214		△387,214		△387,214
当期純利益							1,715,117	1,715,117		1,715,117		1,715,117
自己株式の取得												0
自己株式の処分			39,833	39,833					19,803	59,637		59,637
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											7,128	7,128
当期変動額合計	－	－	39,833	39,833	－	－	1,327,903	1,327,903	19,803	1,387,540	7,128	1,394,668
当期末残高	90,000	2,172,651	2,066,293	4,238,944	2,500	100,000	6,578,764	6,681,264	△83,769	10,926,440	45,737	10,972,177

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～40年
機械及び装置	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる主な収益は経営指導料及び受取配当金であります。経営指導料は、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するものであることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益計上しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

事前交付型譲渡制限付株式のうち現物出資型のものについては、役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間にわたり費用計上しております。

事前交付型譲渡制限付株式のうち無償交付型のものについては、株式の公正な評価額のうち対象勤務期間を基礎とする方法に基づき当期に発生したと認められる額を費用計上し、対応する金額を資本金又は資本準備金に計上しております。なお、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分した場合は、割当日において、処分した自己株式の帳簿価額を減額するとともに同額のその他資本剰余金を減額し、当期に発生したと認められる費用計上額に対応する金額をその他資本剰余金として計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当年度の貸借対照表に計上した金額

大平興産株式会社に関する関係会社株式　105,180千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式の減損処理を検討するに当たり、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行い、減損の要否を判断しております。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、将来の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断しております。

当該事業計画における主要な仮定の内容については、「連結計算書類の（会計上の見積りに関する注記）２．大平興産株式会社に関するのれんの評価」に記載の仮定と同一であります。

なお、将来の経済条件の変化等により上記の仮定に見直しが必要となった場合、関係会社株式の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

１．棚卸資産の内訳及びその金額

商品	38千円
貯蔵品	3,961千円
計	3,999千円

２．有形固定資産の減価償却累計額　161,179千円

３．関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	58,592千円
短期金銭債務	8,314千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引の取引高	
売上高	3,261,368千円
販売費及び一般管理費	2,697千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	78,279千円
営業外費用	0円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　93,272株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、子会社株式評価差額676,941千円、株式報酬費用91,307千円、土地評価損13,856千円等であります。なお、繰延税金資産の算定にあたり控除した金額は691,032千円であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

子会社

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ミダック	所有 直接 100.0%	経営指導	経営指導料の受取（注）1	1,054,500	未払金	6,187
子会社	株式会社ミダック	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付（注）2	3,600,000	関係会社短期貸付金	617,952
子会社	株式会社ミダック	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の回収（注）2	497,952	関係会社長期貸付金	7,553,004
子会社	株式会社ミダックこなん	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付（注）2	0	関係会社短期貸付金	52,656
子会社	株式会社ミダックこなん	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の回収（注）2	52,656	関係会社長期貸付金	586,546
子会社	遠州砕石株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付（注）2	500,000	関係会社短期貸付金	0
子会社	遠州砕石株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の回収（注）2	0	関係会社長期貸付金	620,000
子会社	大平興産株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付（注）2	2,000,000	関係会社短期貸付金	0
子会社	大平興産株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の回収（注）2	0	関係会社長期貸付金	2,000,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．経営指導料については、業務内容等を勘案して両社協議のうえ決定しております。

2．資金の借入および貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「計算書類の（重要な会計方針に係る事項に関する注記）５. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額	394円74銭
２．１株当たり当期純利益	61円98銭
３．潜在株式調整後１株当たり当期純利益	61円96銭

（重要な後発事象に関する注記）

「連結計算書類の（重要な後発事象に関する注記）」に記載した内容と同一であります。

（その他の注記）

企業結合に関する注記

「連結計算書類の（その他の注記）企業結合に関する注記」に記載した内容と同一であります。

連結計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ミダックホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川福之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　望月邦彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミダックホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ミダックホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　西川福之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　望月邦彦

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミダックホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また子会社については、上記に加えて子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴くほか子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月28日

株式会社ミダックホールディングス　監査等委員会

常勤監査等委員　川　上　好　武　㊞

監査等委員　石　川　真　司　㊞

監査等委員　奥　川　哲　也　㊞

監査等委員　俵　山　初　雄　㊞

（注）監査等委員　石川真司、監査等委員　奥川哲也、監査等委員　俵山初雄は、会社法第２条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上